政令第九号

公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法第十九条の政令で定める権限は、同法第十一条第四項の規定並びに同条第五項及び第六項（これらの規定を同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

附　則

この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十号

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、公益通報者保護法（平成十六年法律第百二十二号）別表第八号の規定に基づき、この政令を制定する。

公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第十二号を次のように改める。

十二　森林保険法（昭和十二年法律第二十五号）

第五十二号の次に次の一号を加える。

五十二の二　郵便切手類販売所等に関する法律（昭和二十四年法律第九十一号）

第六十七号を次のように改める。

六十七　通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）

第六十七号の次に次の一号を加える。

六十七の二　簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）

第六十九号の次に次の一号を加える。

六十九の二　私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）

第九十八号を削り、第九十九号を第九十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十九　納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）

第百七号の次に次の一号を加える。

百七の二　日刊新聞紙の発行を目的とする株式会社の株式の譲渡の制限等に関する法律（昭和二十六年法律第二百十二号）

第二百三十七号を次のように改める。

二百三十七　雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）

第二百四十一号の次に次の一号を加える。

二百四十一の二　生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和四十八年法律第四十八号）

第二百四十八号を削り、第二百四十七号を第二百四十八号とし、第二百四十六号の次に次の一号を加える。

二百四十七　国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）

第二百六十七号の次に次の一号を加える。

二百六十七の二　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）

第三百二十一号を削り、第三百二十号を第三百二十一号とし、第三百十九号の次に次の一号を加える。

三百二十　短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）

第三百四十三号の次に次の一号を加える。

三百四十三の二　投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）

第四百八号の次に次の一号を加える。

四百八の二　有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）

第四百三十九号の次に次の一号を加える。

四百三十九の二　がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）

第四百四十三号の二を第四百四十三号の三とし、第四百四十三号の次に次の一号を加える。

四百四十三の二　空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）

附　則

この政令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和二年法律第五十一号）の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。ただし、第六十七号の改正規定、第二百四十一号の次に一号を加える改正規定、第二百四十八号を削り、第二百四十七号を第二百四十八号とし、第二百四十六号の次に一号を加える改正規定及び第四百三十九号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄

消費者庁組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年一月四日

内閣総理大臣　岸田　文雄